

鳥取働き方改革推進キャンペーン 2026の実施について

鳥取働き方改革推進キャンペーン 2026 の実施について（案）

鳥取県内においては、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、働く人々のニーズの多様化が進む中、企業においては人手不足が大きな問題となっている。このため、誰もが働きやすい職場環境づくりに向け、働き方改革の気運の醸成、支援策の周知等を図ることとする。

1 キャンペーンの実施期間

令和 8 年 11 月 1 日から 11 月 30 日まで

2 実施内容

鳥取働き方改革推進会議構成員（以下 構成員）が協力しつつ、キャンペーンを実施することとし、周知や関連イベント等を進める。

（１）働き方改革関連セミナー

鳥取労働局（ハラスメント対策セミナー、同一労働同一賃金セミナー、働き方改革関連セミナー等）、鳥取県及び働き方改革サポートオフィス鳥取による関連セミナーの実施し、法制度並びに関連助成金を周知。

（２）有給休暇取得推奨デー（11/2、11/20）や祝日（11/3、11/24）等と組み合わせた連続休暇を始めとしたキャンペーン実施期間中の有給休暇の取得促進

地域の特性を活かした年次有給休暇取得促進事業により、ポスター及びリーフレットを作製し、構成員の協力のもと広く周知・広報を行う。

なお、今回は、有給休暇取得促進推奨デーや祝日と組み合わせた有給休暇をどうしても取得できない場合や、就学児童がいないこと等により教育機関の休日設定に影響を受けない方もいるなど、県民により様々な状況が想定されることから、キャンペーン実施期間中を全体として有給休暇の取得促進期間とする。

（３）「働き方改革」川柳の募集

キャンペーン期間中に働き方改革に関する川柳を鳥取労働局ＨＰ上で募集する。

募集に当たっては、事業主、労働者、学生等県内に在住する者又は県内に通勤・通学する者等幅広く募集。なお、今年度は生産性向上による働き方改革には生成 AI の利用が非常に重要という状況を勘案し、著作権侵害の防止等に留意した募集要綱としつつも、川柳の作成に当たって生成 AI の利用も可能である旨明記する。

関係機関の協力を得て各ＨＰ上での広報や上記（２）のポスター及びリーフレットを活用し周知を行う。

【「働き方改革」川柳の入賞作の選定までのおおむねのスケジュール】

- ・ 令和8年11月1日～12月28日：募集期間 ※1応募状況によって期間の延長あり
- ・ 令和9年2～4月頃：事務局（鳥取労働局）でのプレチェック（類似作品の有無等の形式チェック）
- ・ 令和9年5、6月頃：働き方改革推進会議構成員による選考
- ・ 令和9年7月頃：働き方改革推進会議で入賞作を決定

（４）過重労働解消キャンペーン及びしわ寄せ防止キャンペーンとの連携

11月がキャンペーン月間として設定されている過重労働解消キャンペーン及びしわ寄せ防止キャンペーンについて、併せて周知・広報等を行う。

（５）特別相談の実施

- ・ 鳥取労働局雇用環境・均等室では非正規労働者の公正な待遇の確保、改正育児・介護休業法、ハラスメント対策等に関する相談に、また、職業安定課では労働者派遣法関連の相談に対応。
- ・ 労働基準監督署では、労働時間相談・支援班による個別相談支援及び年5日の年次有給休暇の取得義務、時間外労働の上限規制等、労働関係法令の相談等に対応。
- ・ ハローワーク（公共職業安定所）では求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施。
- ・ 働き方改革サポートオフィス鳥取では、長時間労働の削減、同一労働同一賃金の実現等の働き方改革関連法への対応のほか、生産性向上による賃金引上げ、人手不足解消に向けた人材の確保・定着、その他働き方改革に関する課題に広く対応した特別電話相談を受け付けるほか個別の支援を実施。
- ・ みなくるでは、職場での様々な疑問や困りごと（賃金・労働時間、休日・休暇、セクハラやパワハラ、キャリア相談等）に対応した特別電話相談の受け付け。
- ・ 鳥取県よろず支援拠点では、中小企業・小規模事業者の、経営上のあらゆる問題（生産性向上、経営改善、人手不足への対応、IT化等）に対する相談に対応。

3 その他

（１）自主点検票※の配布

構成員の協力を得て、広報誌に自主点検票を同封等して配布する。

（２）取組事例の収集・周知

県内での働き方・休み方の好事例を収集し、労働局HPへの掲載による周知

※ 労働局より企業等を訪問し、取組事例（1～3社程度）をHPへ掲載。

(3) キャンペーン特設ホームページの開設及び関係機関のリンク

鳥取労働局ホームページの「働き方改革関連サイト」内にキャンペーン特設サイトを開設。利用者の利便性の向上と各機関の周知広報を効果的に実施するため構成員の所属機関のホームページと相互リンクを実施。

(4) キャンペーンの周知・広報

キャンペーンについては、記者発表を行う等、メディアへもイベント情報を発信する。

令和 8 年度働き方改革川柳の応募要綱案

1 趣旨

広く県民の皆様に働き方改革を周知し、一人ひとりに働き方改革について考えてもらうことにより、機運の醸成を図ることを目的として川柳を募集します。

【参考】（令和 7 年度入賞作品）

- ・残業を 減らし家族の 笑顔増し！
- ・パパ育休 上司のひと声 背中押す
- ・平日も 家族みんなで いただきます

2 応募資格

鳥取県在住者、又は鳥取県内の事業所・学校に通勤・通学している方

3 応募方法

- ・当ホームページ内の応募フォームから応募してください。
- ・応募をもって、本要綱に同意したものとみなします。
- ・一人 10 句まで応募が可能です。作品ごとに応募してください。

4 募集期間

令和 8 年 11 月 1 日（日）～令和 8 年 12 月 28 日（月）

5 選考方法

鳥取働き方改革推進会議による選考を行い、大賞作 1 句、佳作数句を決定し、入選作品には記念品を贈呈します。

6 結果発表

入賞者には個別に通知するとともに、鳥取労働局ホームページ等で公表します。

7 入選作品の取扱い

- ・入賞作品及び当該作品の応募者氏名（希望者はペンネーム）を公表しま

す。

- ・入賞作品は、鳥取働き方改革推進会議及びその構成機関の広報活動（印刷物、ウェブサイト、SNS 等を含む）において、無償で利用できるものとします。
- ・利用に当たり、必要に応じて作品の表現を損なわない範囲で修正・編集を行うことがあります。

8 応募作品に関する注意事項

(1) 作品要件

- ・応募作品は、応募者本人が作成した未発表の作品に限ります。
- ・他の公募への重複応募はご遠慮ください。

(2) 権利関係

- ・応募作品について第三者の著作権、商標権、名誉権その他の権利を侵害しないものに限ります。
- ・権利侵害を主張する第三者との間の紛争その他トラブル等には、応募者の責任と費用において自らの対応により解決するものとし、鳥取働き方改革推進会議及びその構成機関は一切の責任を負いません。
- ・入賞作品に係る著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む）は、鳥取働き方改革推進会議に無償で譲渡されるものとします。
- ・入賞者は、入賞作品について著作者人格権を行使しないものとします。
- ・入賞作品を除く応募作品の著作権は、応募者に帰属します。

(3) AI の利用について

- ・AI を利用して作品を作成することも可能です。
- ・ただし、AI を利用して作品を作成する場合、利用する AI について安全な商用利用が可能で知的財産権などの侵害がない AI の利用を推奨します。
- ・AI を利用して作成した作品についても、第三者の権利侵害がないことを応募者が保証するものとします。
- ・AI を利用して作成した作品については、応募フォームに沿って作成経緯も登録いただきます。また、その内容について確認させていただく場合があります。

(4) 禁止事項

以下に該当する作品は応募できません。

- ・ 8(2)のほか、第三者の権利を侵害するもの
- ・ 特定の個人、団体、企業等を誹謗中傷するもの
- ・ 公序良俗に反するもの
- ・ 法令に違反するもの

(5) 入賞取消等

- ・ 応募内容に虚偽があった場合、または権利侵害等が判明した場合は、入賞決定後であっても入賞を取り消すことがあります。
- ・ その際の責任は、応募者に帰属するものとし、鳥取働き方改革推進会議及びその構成機関は一切の責任を負いません。

9 個人情報の取扱い

応募により取得した個人情報は、本事業の実施（選考・結果通知・公表等）の目的にのみ使用し、適切に管理します。